

第3章 都市機能誘導区域

1 都市機能誘導区域設定及び誘導施設の基本的方針

(1) 都市機能誘導区域を設定する視点

立地適正化計画は、医療・福祉・商業等の日常生活を支える生活サービス施設の立地の“適正化”に焦点をあてた計画であり、これらの施設をいかに誘導するかが重要となります。

このような観点から、都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導を図る機能、当該エリア内に講じられる支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図る仕組みとなっています。

都市機能誘導区域は、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務・商業等が集積する地域、その他都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、将来都市構造において設定した拠点を中心に設定します。

その規模は、拠点となる駅から徒歩や自転車により容易に回遊できる範囲で、土地利用の実態等に照らし、地域として一体性を有している区域において定めるものとします。

都市機能誘導区域の設定について(拠点との関係)(第13版都市計画運用指針より要約)

① 基本的な考え方

- ・都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内での支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図るもの。
- ・原則として、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。

② 都市機能誘導区域の設定

- ・都市機能誘導区域は、例えば、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

③ 留意すべき事項

- ・都市機能誘導区域は、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定めることが望ましい。

(2) 都市機能誘導区域を設定する拠点

前項の考え方に基づき、3次生活圏の中心である都心拠点及び副都心拠点、2次生活圏の中心となる地域拠点に都市機能誘導区域を設定します。

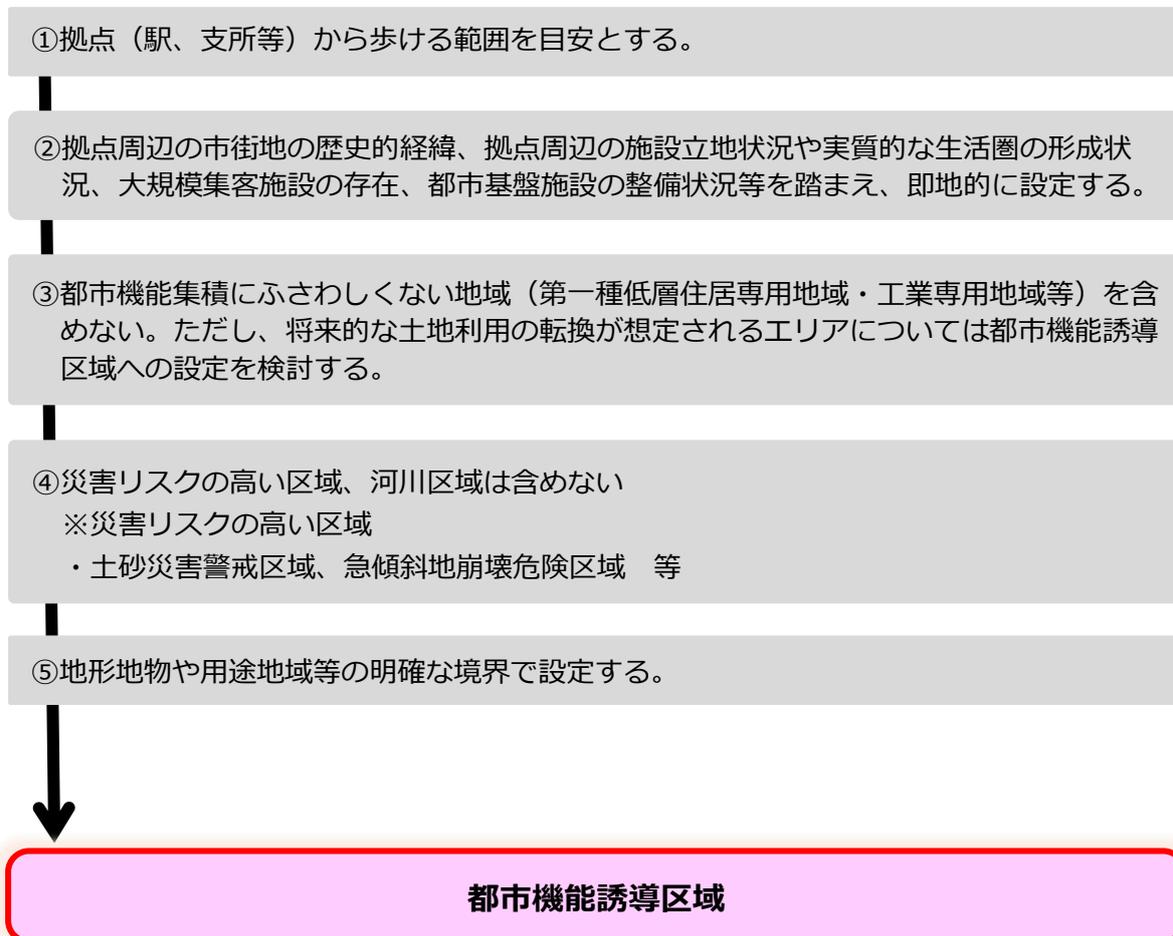
都市機能誘導区域を設定する拠点



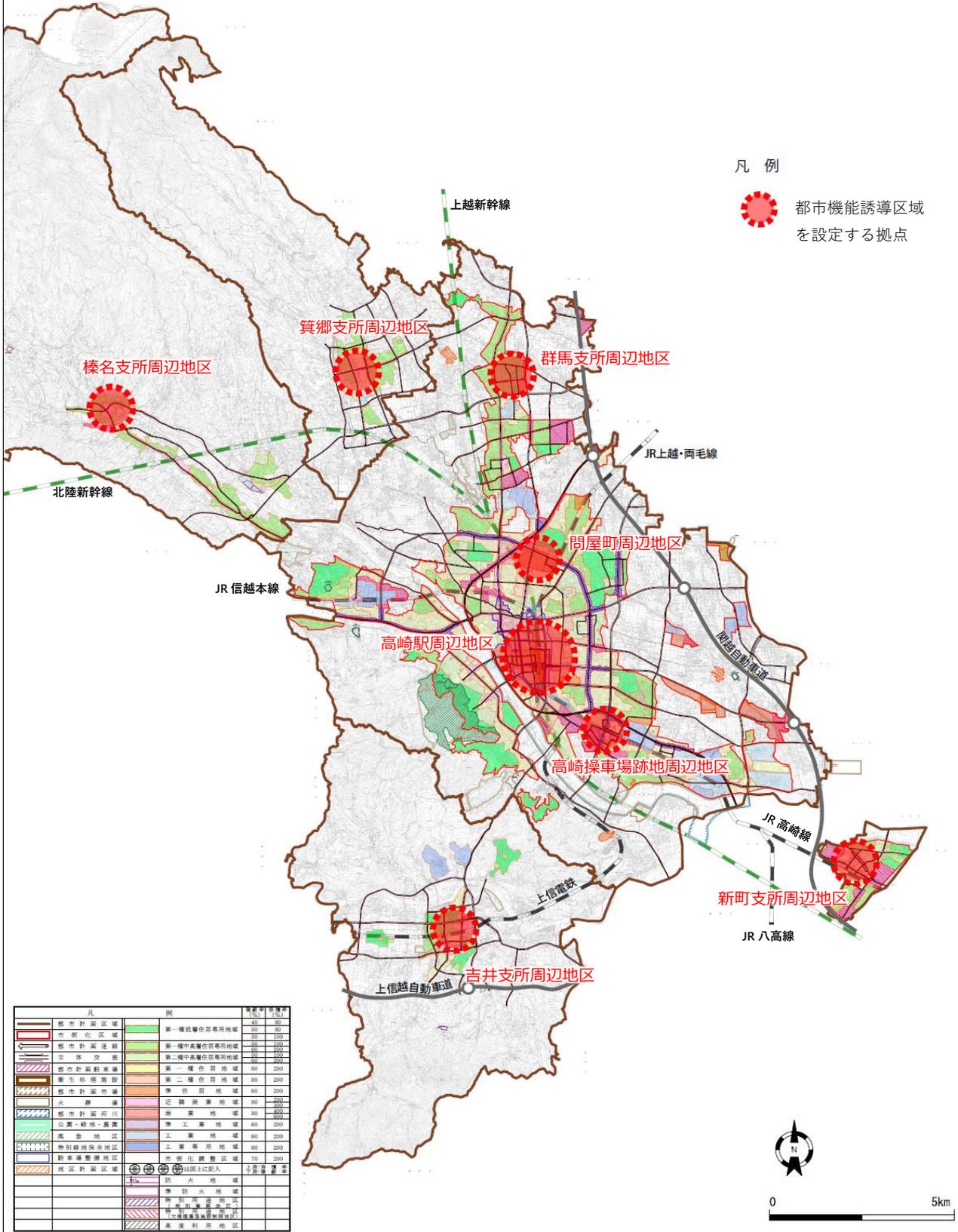
(3) 都市機能誘導区域を設定する方針

都市機能誘導区域の設定について、以下の考え方・フローに基づき、具体的な区域を設定します。

都市機能誘導区域の設定の考え方・フロー



都市機能誘導区域の位置



(4) 誘導施設の基本的考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、都市計画運用指針において示される「誘導施設の設定」を踏まえ、医療・福祉・商業・行政等の「居住者の共同の福祉や利便の向上を図る」都市機能を、都市機能誘導区域内に誘導するものとして位置づけます。

第13版都市計画運用指針における誘導施設の考え方

【誘導施設の基本的な考え方】

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

【誘導施設の設定】

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院、診療所、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる医療・福祉施設
- ・幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる教育施設
- ・図書館、博物館、スーパーマーケット等の集客力があり、まちの賑わいを生み出す文化・商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

立地適正化計画作成の手引きにおける「拠点類型毎に想定される各種の機能」

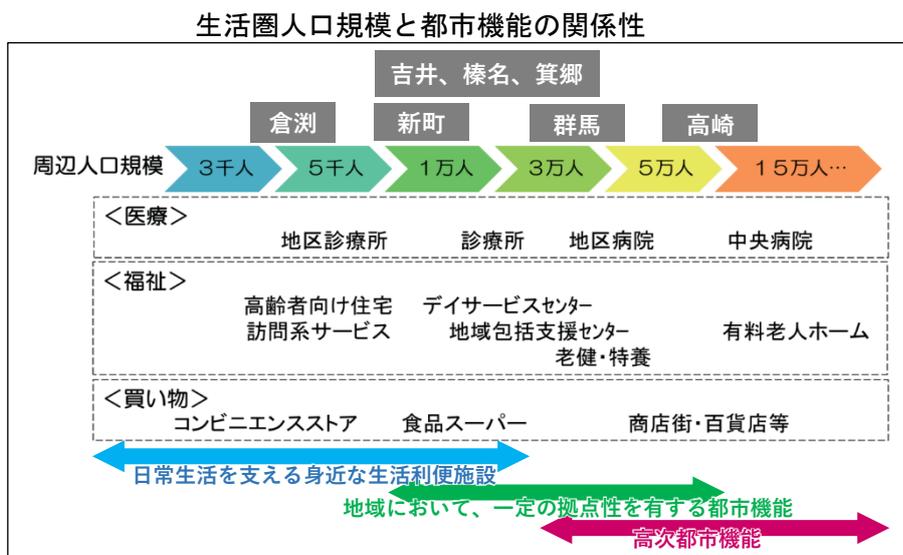
	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m²以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m²以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

(5) 生活圏規模からみた誘導施設の考え方

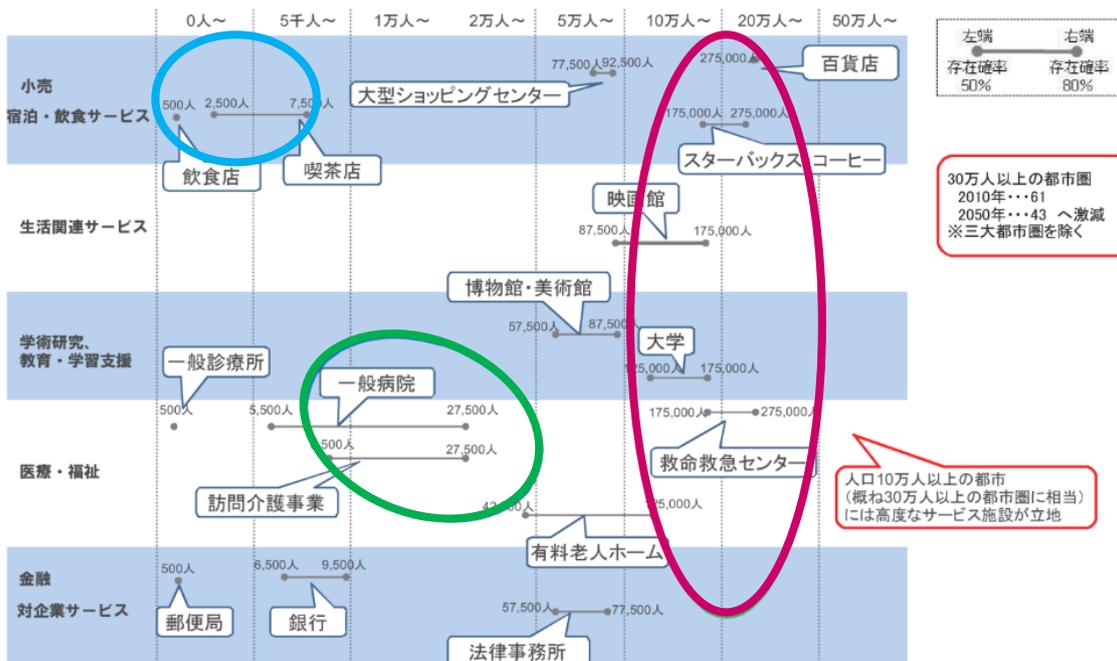
前項に示す都市機能のうち、誘導施設として位置づける施設の選定に当たっては、第2章2(2)生活圏と拠点の設定に示す段階的な生活圏の形成を念頭に、各段階の生活圏が担う都市機能を整理した上で、都市機能誘導区域を設定する2～3次生活圏の拠点が担う都市機能を誘導施設として位置づけるものとします。

生活圏規模からみた場合、都心拠点、副都心拠点、地域拠点の役割はそれぞれ異なることから、各拠点の役割に応じた誘導施設を検討する必要があります。

また、生活圏の人口規模に応じて持続的に維持することが可能な施設は異なるため、これについても考慮する必要があります。



サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模（三大都市圏を除く）



(6) 拠点ごとの誘導施設の考え方

以上を踏まえ、拠点の位置づけや期待される役割を念頭に、生活圏人口の規模に応じて立地することが望ましい施設を基本に、以下のとおり整理します。

- ① 誘導施設の検討対象施設
- ② 拠点ごとの誘導施設の設定方針

		3次生活圏	2次生活圏	1次生活圏
生活圏の性格		市域全域又は近隣市町村をも含む広域な圏域	公共交通利用を基本として日常的に行き来できる圏域	徒歩を基本に、基礎的な日常生活が営まれる生活圏
生活圏の中心となる拠点の役割		市内外からの利用を想定する高次・広域的な都市機能を提供	日常生活に必要な多様な生活サービスを提供	最寄りの生活サービス、地域コミュニティ活動を支える場を提供
生活圏の核となる拠点		都心拠点・副都心拠点	地域拠点	
各生活圏が担う都市機能	医療	総合的な医療サービスが受けられる機能（病院）	地域多機能型病院※	日常的な診療が受けられる機能（診療所）
	教育	広域的に利用される機能（大学、専門学校等）		圏域単位で必要とされる機能（小・中学校）
	文化	広域的に利用される機能（市民ホール、図書館等）		日々の文化・交流活動を支える機能（集会施設）
	金融	総合的な金融サービスが受けられる機能（銀行、信用金庫等）		日常的な金融窓口機能（農協、郵便局等）
	行政	中核的な行政機能（市役所、国・県機関等）		日常生活に必要とされる行政窓口機能（住民窓口）
	福祉	圏域単位で広域的に利用される機能（地域包括支援センター）		日常的な介護サービスが受けられる機能（通所介護、小規模多機能型施設）
	子育て	広域的に利用される機能（子育て支援センター）		日常の子育て支援サービスが受けられる機能（保育所、幼稚園）
	商業	広域的に利用される機能（大規模商業施設）		日常生活に必要な買い回りができる機能（スーパー、コンビニ）
	交流	広域的に利用される機能（コンベンションセンター、展示施設、高機能オフィス等）		

※：回復期リハビリテーション病院等の地域と連携・密着したサービスを主とする病院
現時点では、法令上の定義はない

■都心拠点

- ・都心拠点は、市域全体の発展を牽引する中核的エリアであるとともに、広域交流を実現する拠点としての役割を担うことから、市域全域及び近隣市町村を含む3次生活圈全体に便益を供するような高次都市機能の誘導を図ります。

■副都心拠点

- ・副都心拠点は、都心拠点の機能を補完するとともに、拠点ごとの特色を生かした生活利便機能の誘導を図ります。

■地域拠点

- ・都市機能のうち、地域において一定の拠点性を有する都市機能及び日常生活を支える身近な生活利便機能については、各拠点の特色ある発展を支える地域資源として、地域拠点への誘導を図ります。

留意事項

■都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等は届け出の対象となる

- ・都市機能誘導区域外における、都市機能誘導施設の開発行為・建築行為等は届け出が必要となり、市町村長は必要に応じて勧告することができる。

■誘導区域ごとに誘導施設を定めると、届け出対象施設が異なることになる

- ・異なる都市機能誘導区域に異なる誘導施設を設定した場合、都市機能誘導区域ごとに、届け出が必要となる施設が異なって存在することになる。

■公共施設や身近な生活利便施設は誘導施設から除くことも検討

- ・公共施設については、全市的な視点で配置すべきもの、地域バランス等を考慮する必要があるものがあり、誘導施設に設定することが適切でないものもある。(例：小・中学校、公民館等)
- ・身近な生活利便施設は、日常サービスの観点から、拠点周辺だけではなく市内全域に一定数が必要となることから、誘導施設から除くことも考えられる。(例：診療所、デイサービス等通所系介護施設、保育所・認定こども園、幼稚園等)

●誘導する施設

【誘導施設の考え方】

●：新たに立地誘導を図る施設（都市機能誘導区域内に該当機能がなく、新たに立地誘導を図る施設）

●：今後も区域内での立地を確保し、機能の維持を図る施設（都市機能誘導区域内に該当機能が既に立地し、今後も区域内での立地を確保し、機能の維持を図る施設）

生活圏人口	都市拠点			副都心拠点			地域拠点		
	高崎駅周辺	高崎緑地跡地周辺	問屋町周辺	群馬支所周辺	新町支所周辺	箕郷支所周辺	榛名支所周辺	吉井支所周辺	
	137,778	55,151	56,812	40,970	12,303	20,486	19,976	23,864	
	125,020	52,084	53,387	38,681	10,973	18,065	15,941	20,044	
文化	文化ホール、文化会館、市民センター （高崎芸術劇場等）								
図書館	● （中央図書館、子ども図書館）								
商業	百貨店、大規模ショッピングセンター 〔店舗面積1万㎡以上〕			●					
交流	コンベンションセンター								
医療	病院〔病床数20床以上〕	● （サンビエール病院）		●	●	●	●	●	
金融	銀行・信金、郵便局等								
行政	市役所、支所	● （高崎市役所）		● （群馬支所）	● （新町支所）	● （箕郷支所）	● （榛名支所）	● （吉井支所）	
文化	文化ホール、文化会館、市民センター			● （市民活動センター）	● （新町文化ホール）			● （吉井文化会館）	
図書館				● （市立群馬図書館等）	● （市立新町図書館等）	● （市立箕郷図書館等）	● （市立榛名図書館等）	● （山種記念吉井図書館）	
福祉	福祉会館、シルバーセンター			● （群馬福祉会館）	●	●	●	● （群馬福祉センター）	
子育て	子育て支援センター			● （子育てなんでもセンター）	●	●	●	●	
商業	大型店舗 〔店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満〕			●					
交流	展示・会議施設	● （産業創造館）	● （ビッグキューブ）						

【各誘導施設の定義】

- 文化ホール・文化会館、市民センター
市民の芸術文化の向上に寄与する、イベント、展示、講座等を開催可能な施設
- 図書館
「高崎市立図書館条例」に基づく市立図書館
- 百貨店、大規模ショッピングセンター〔店舗面積1万㎡以上〕
「大規模小売店舗立地法第2条第2項」に定める、衣食住にわたる各種商品を扱う床面積が10,000㎡以上の商業施設。
- コンベンションセンター
多目的利用が可能な展示施設や大規模会議・国際会議に対応可能な会議施設を有する施設
- 病院〔病床数20床以上〕
「医療法第1条の5第1項」に基づく病院
- 銀行・信金、郵便局等
入出金可能な銀行等（「銀行法第4条」に基づく銀行、「信用金庫法第4条」に基づく信用金庫、「中小企業等協同組合法第9条」に基づく信用協同組合、「労働金庫法第6条」に基づく労働金庫）
「日本郵便株式会社法第2条」に基づく郵便局
- 市役所、支所
「高崎市の事務所の位置を定める条例」に基づく市役所本庁
- 福祉会館、シルバーセンター
「高崎市福祉会館設置及び管理に関する条例」に定める施設
- 子育て支援センター
「児童福祉法第6条の3第6項」に基づく施設
- 大型店舗〔店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満〕
大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満の商業施設
- 展示・会議施設
会議や学会、展示などが開催可能な会議施設を有する施設

2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

① 高崎駅周辺地区（都心拠点）

■地区の特性

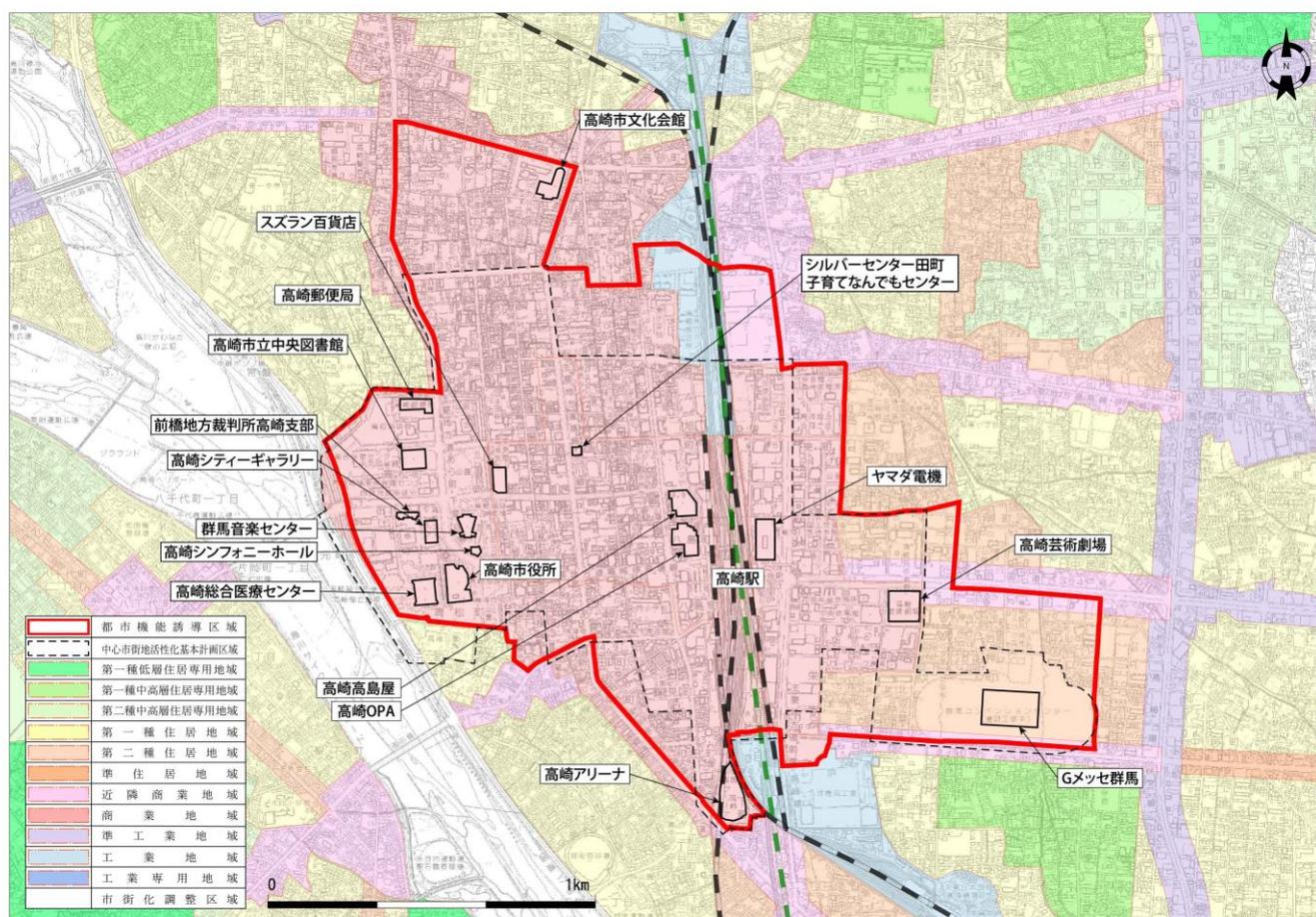
高崎駅周辺地区は、政治・経済・教育・文化などの総合的な都市機能が集積し、人・もの・情報などの活発な交流の場として、群馬県の中心的な役割を担っています。

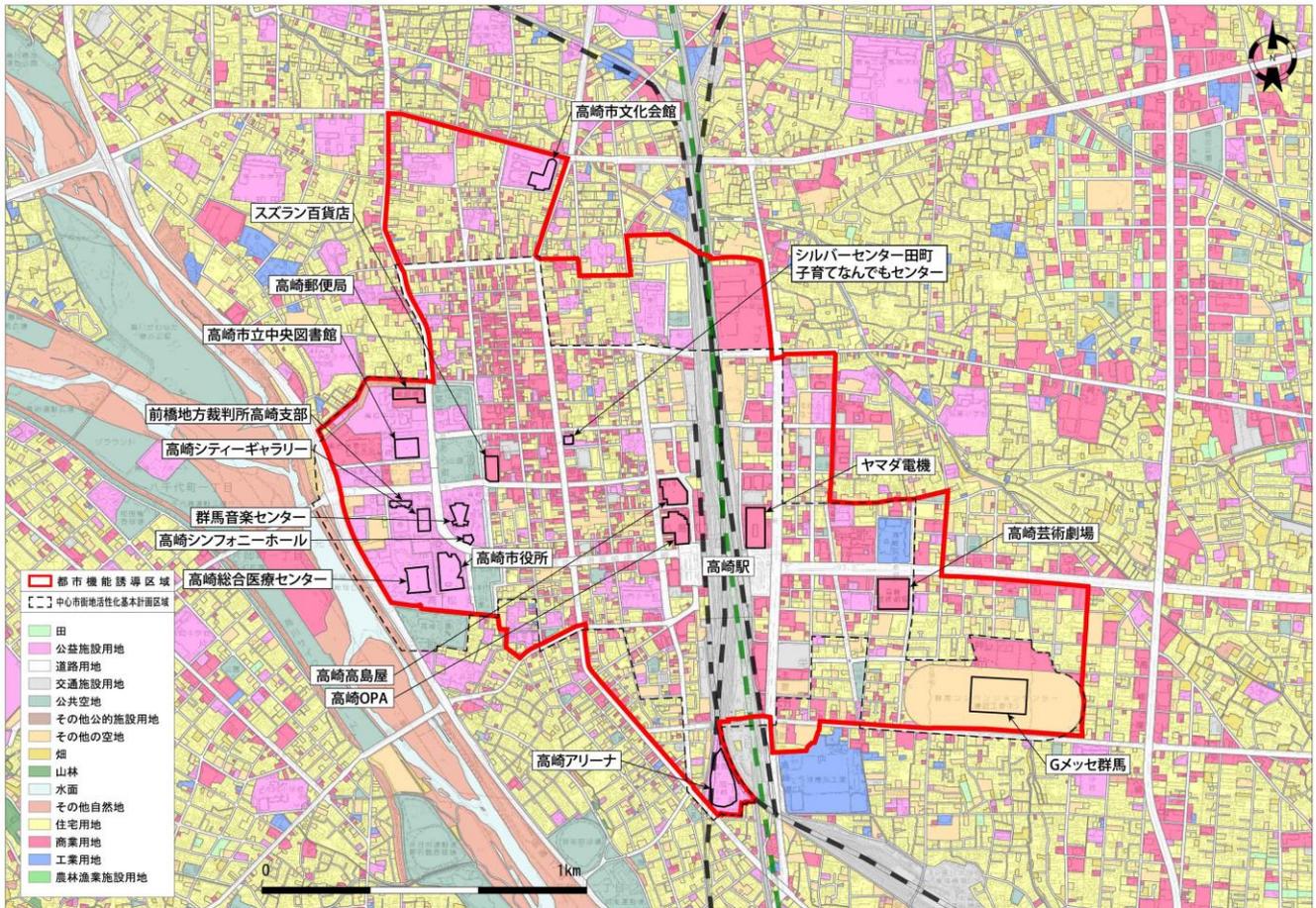
■誘導区域の設定

都市計画マスタープランにおいては、おおむね高崎市役所周辺から高崎駅周辺を都心拠点として位置づけています。また、第4期中心市街地活性化基本計画においては、更に駅東側の高崎芸術劇場やGメッセ群馬周辺までを計画区域としています。都市計画マスタープラン及び中心市街地活性化基本計画の区域を踏まえつつ、今後の土地利用における課題となり得る高崎市文化会館周辺や平面駐車場なども考慮して、都市機能誘導区域の範囲を設定します。

■拠点の形成

高崎駅を中心に大型商業施設、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、Gメッセ群馬等の高次都市機能の集積により、交流圏の拡大、交流人口の増加を図るとともに、医療・金融・行政・福祉・子育てなどの生活利便機能の誘導も図ります。





地区名		高崎駅周辺（都心拠点）	
面積・割合	高崎駅周辺（都心拠点）	246ha	4.0%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	高次都市機能	文化	文化ホール・文化会館、市民センター 図書館
		商業	百貨店、大規模ショッピングセンター（店舗面積1万㎡以上）
		交流	コンベンションセンター
	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）
交流	展示・会議施設		

② 高崎操車場跡地周辺地区（副都心拠点）

■地区の特性

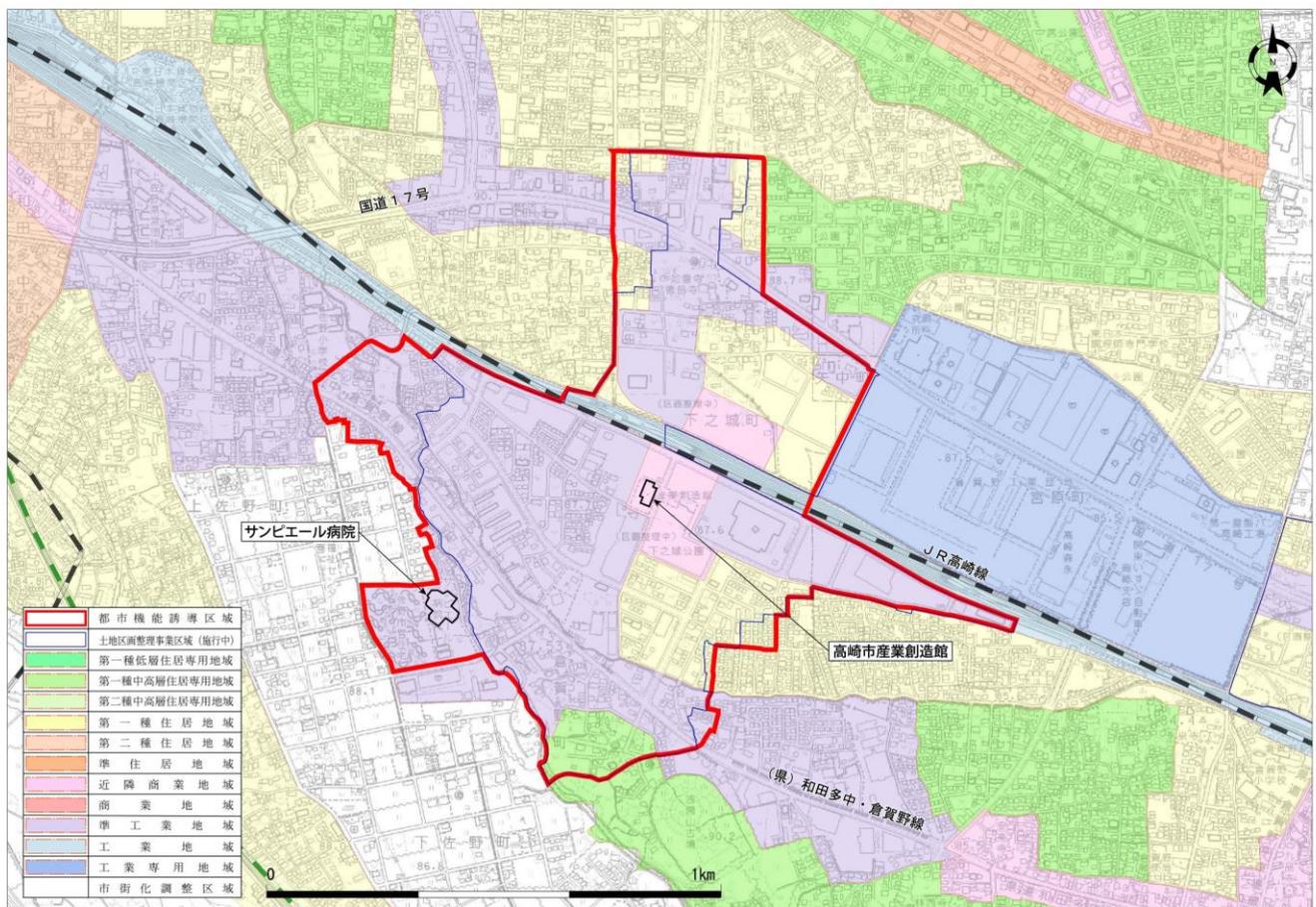
高崎操車場跡地周辺地区は、地方拠点都市法に基づく前橋・高崎地方拠点都市地域基本計画において、「ビジネス・コア型副都心拠点」として位置づけられています。

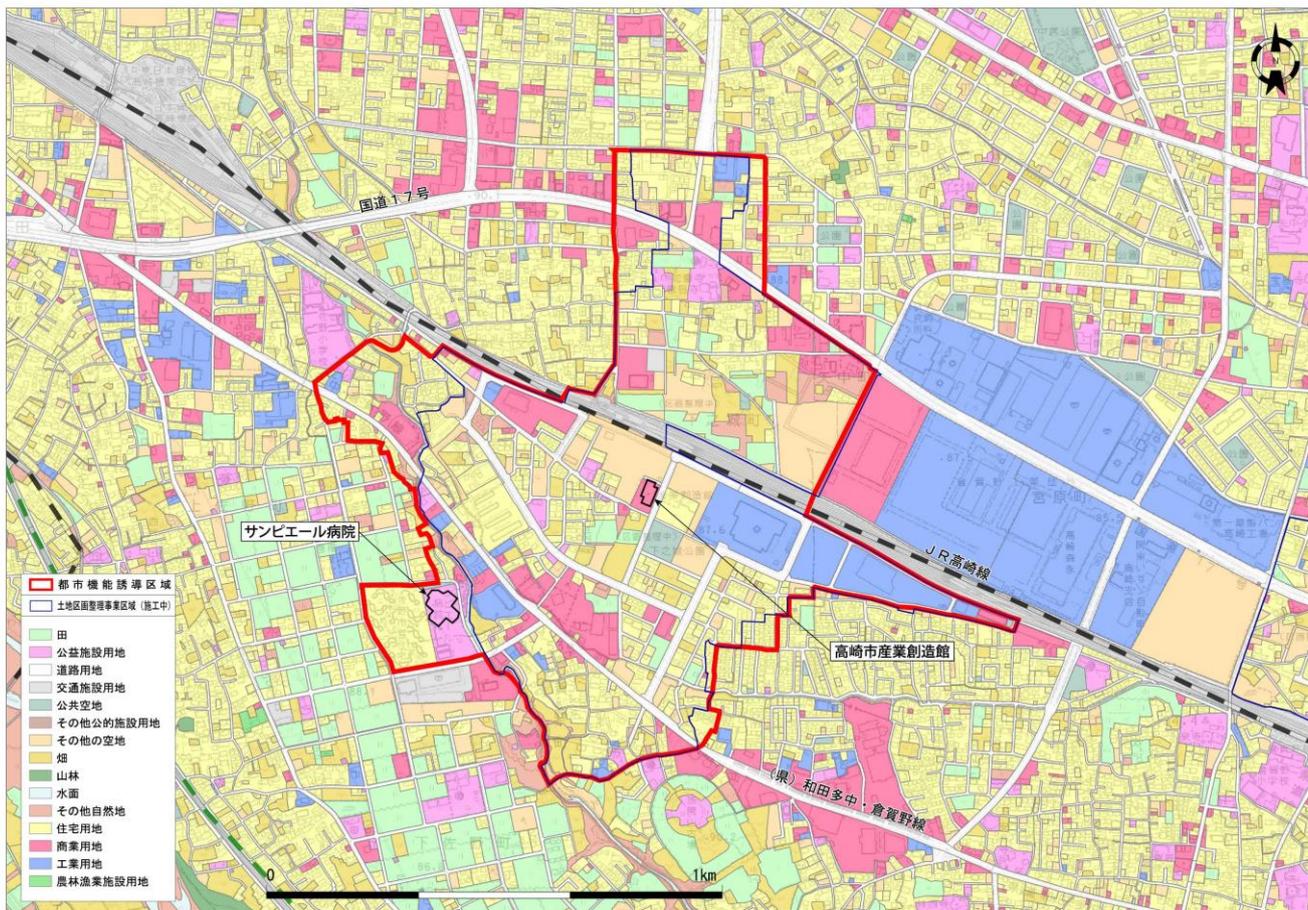
■誘導区域の設定

旧国鉄高崎操車場跡地を中心に国道17号(倉賀野バイパス)と県道和田多中・倉賀野線にはさまれた地区で、現在、高崎操車場跡地周辺土地区画整理事業が施行されている区域のほか、都市機能の立地状況を踏まえて都市機能誘導区域の範囲を設定します。

■拠点の形成

高崎操車場跡地周辺地区は、業務、商業、居住等の多様な都市機能が集積する拠点の形成を目指し、生活利便機能の誘導を図ります。





地区名		高崎操車場跡地周辺（副都心拠点）	
面積・割合	高崎操車場跡地周辺（副都心拠点）	93ha	1.5%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）
		交流	展示・会議施設

③ 問屋町周辺地区（副都心拠点）

■地区の特性

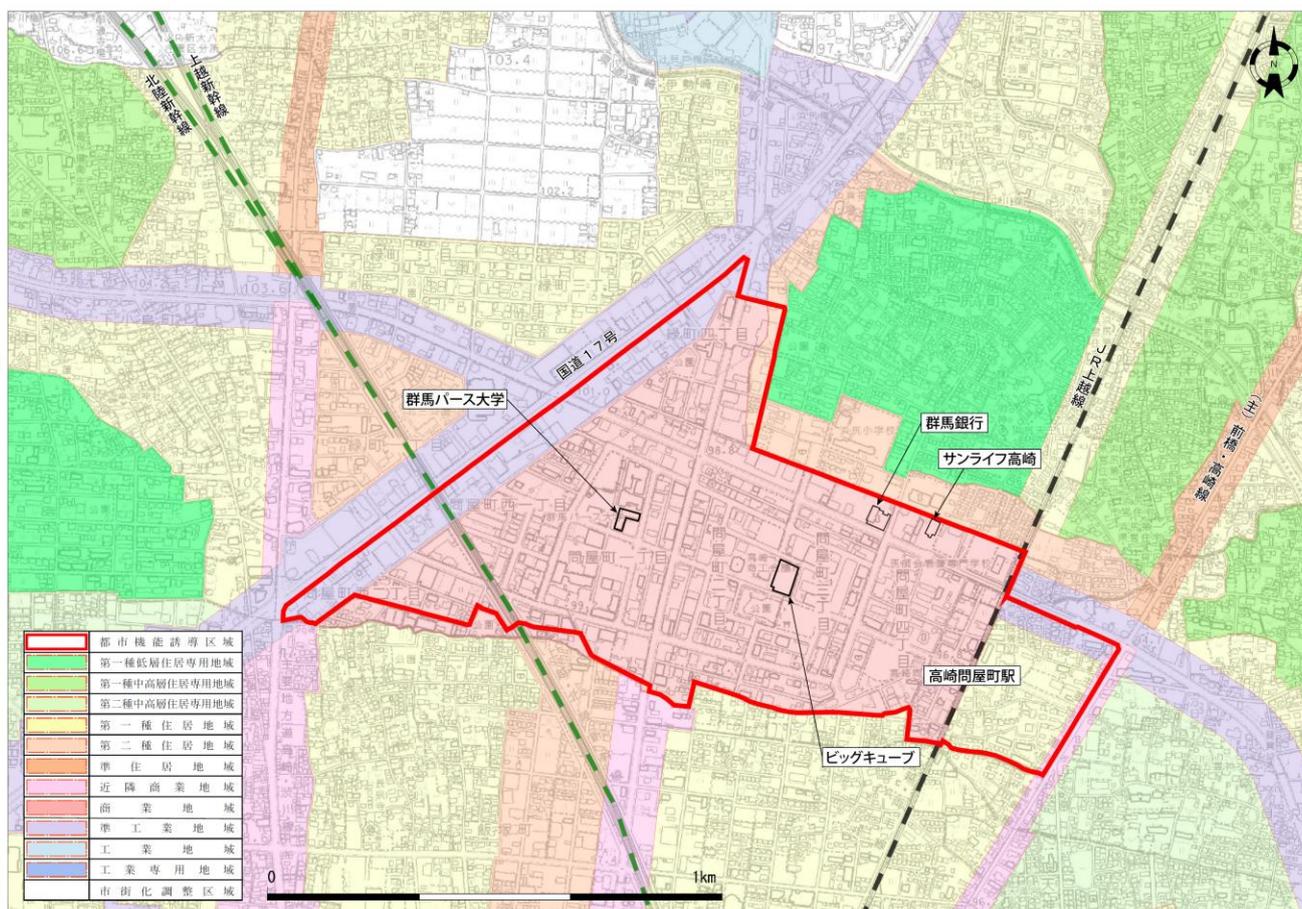
問屋町周辺地区は、地区内東部に J R 上越線の高崎問屋町駅があり、都市計画マスタープランでは、問屋町及びその周辺を、都心部を補完する副都心拠点として位置づけています。

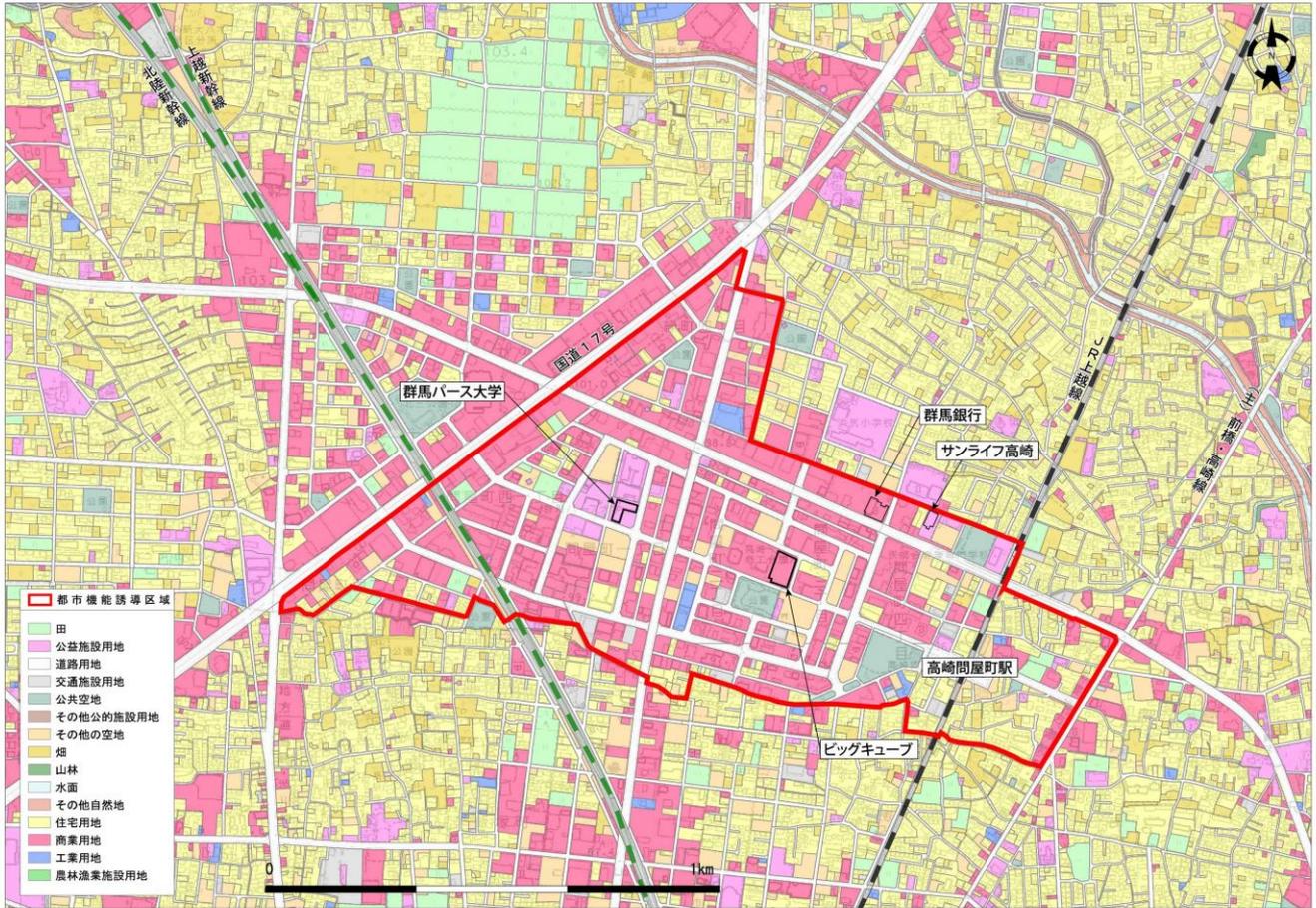
■誘導区域の設定

国道 17 号と主要地方道前橋・高崎線にはさまれた地区で、高崎問屋町駅や環状線周辺の商業施設（卸売機能など）が集積している範囲を都市機能誘導区域として設定します。

■拠点の形成

卸商社街としての成り立ちや既存ストックを生かし、さらなる産業集積を図るとともに、都市居住エリアとしての住環境の向上を目指し、生活利便機能の誘導を図ります。





地区名		問屋町周辺（副都心拠点）	
面積・割合	問屋町周辺（副都心拠点）	84ha	1.4%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域+用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）
		交流	展示・会議施設

④ 群馬支所周辺地区（副都心拠点）

■地区の特性

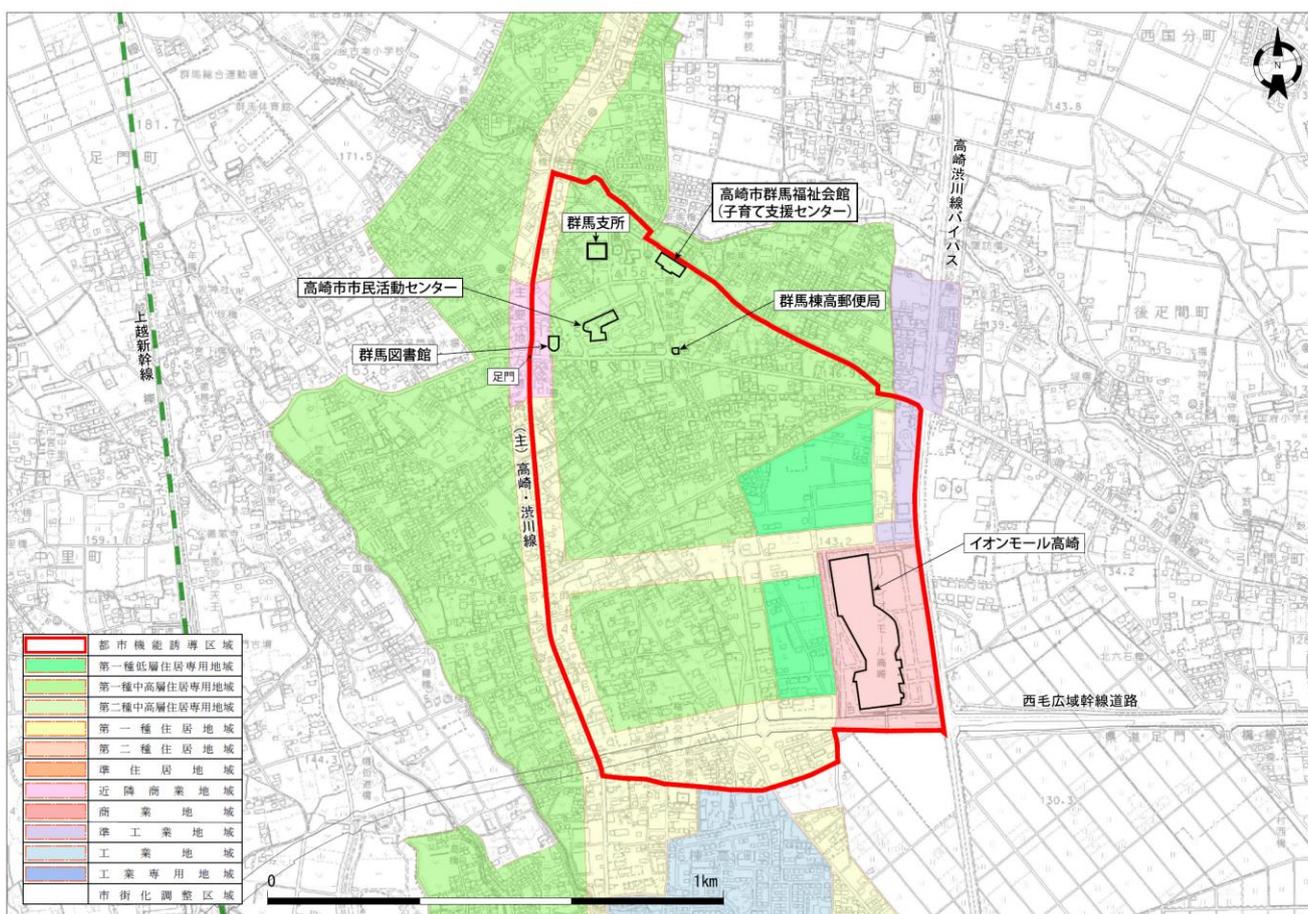
群馬支所周辺地区は、中央第二土地区画整理事業の施行により、幹線道路網の整備や商業施設の立地が進み、市内中心部や前橋市に近く生活しやすい環境から著しい人口増加が見られ、新しい地域の発展が期待されています。

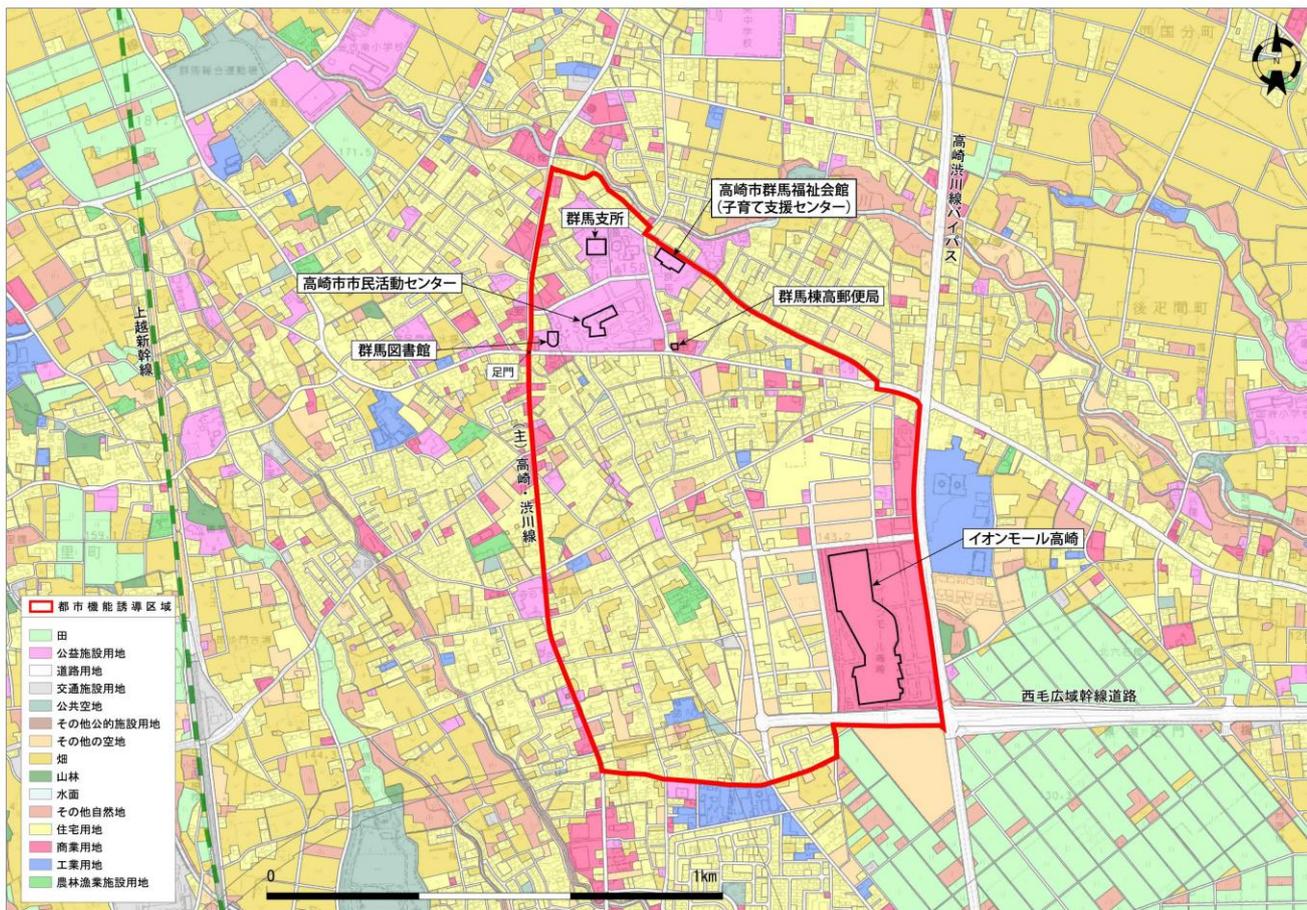
■誘導区域の設定

主要地方道高崎渋川線及び高崎渋川線バイパス、西毛広域幹線道路にはさまれた地区で、群馬支所からイオンモール高崎周辺までの公共施設や集客施設の立地する範囲を都市機能誘導区域として設定します。

■拠点の形成

大型商業施設の集客力を生かしつつ、土地区画整理事業や道路・街路事業の推進を図りながら地域に必要な生活利便機能の誘導を図ります。





地区名		群馬支所周辺（副都心拠点）	
面積・割合	群馬支所周辺（副都心拠点）	87ha	1.4%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	高次都市機能	商業	百貨店、大規模ショッピングセンター（店舗面積1万㎡以上）
	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		文化	文化ホール・文化会館、市民センター 図書館
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）		

⑤ 新町支所周辺地区（地域拠点）

■地区の特性

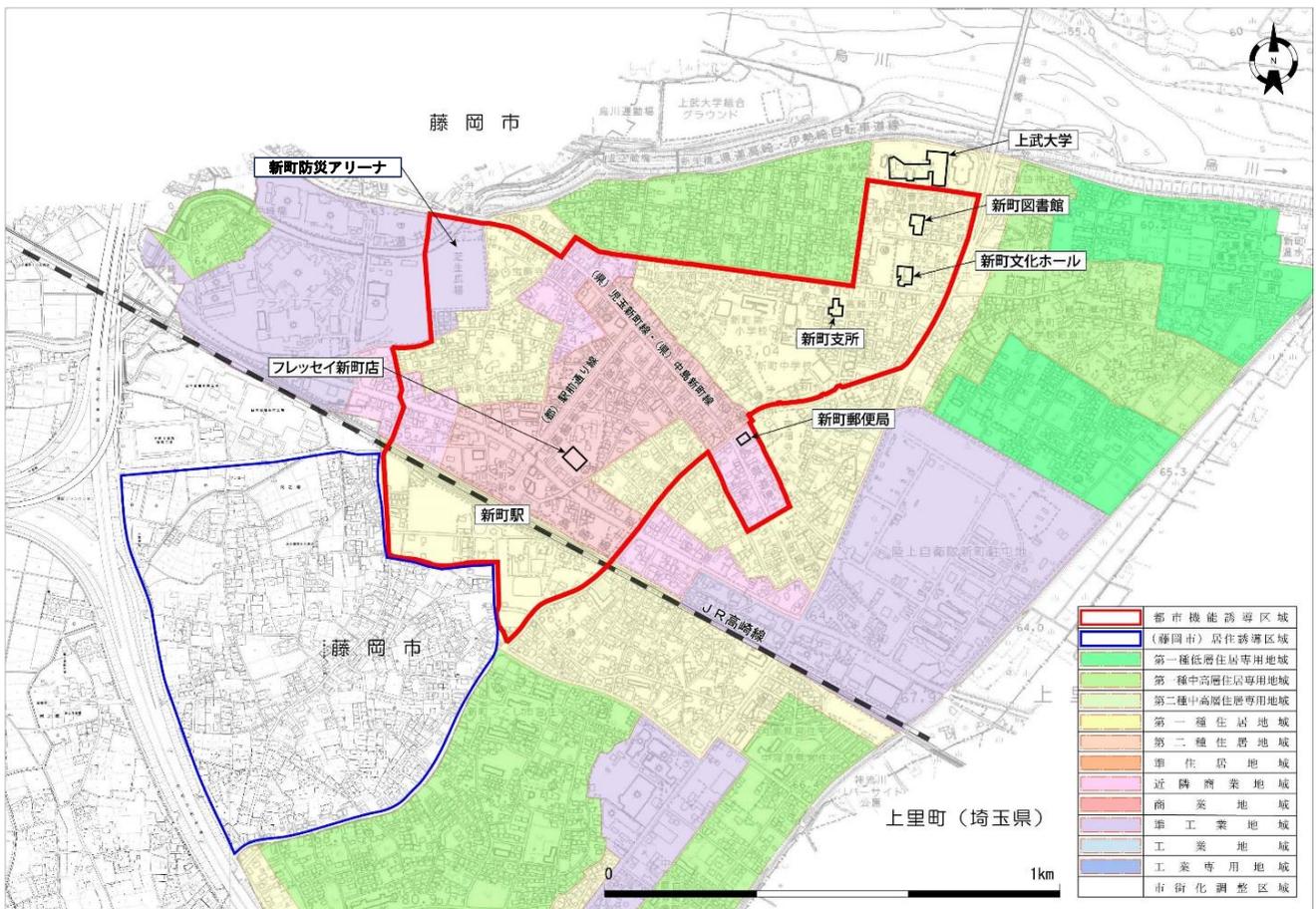
新町支所周辺地区は、中山道の11番目の宿場町として街並みが築かれ、官営新町屑糸紡績所の開設、国鉄高崎線の開通、さらには自衛隊の誘致などにより発展してきました。新町駅を中心に住宅地、商業地、工業地が集積しています。

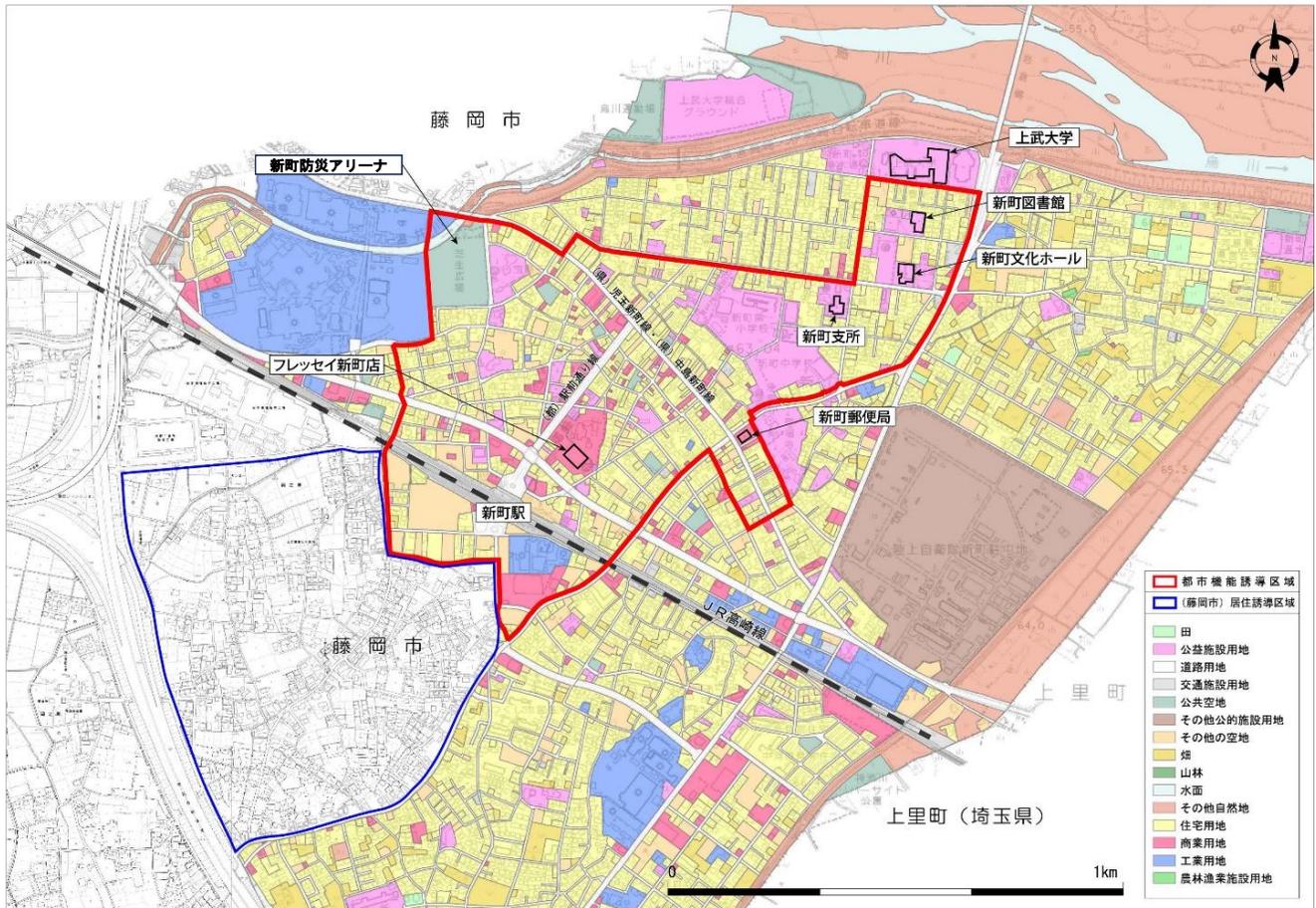
■誘導区域の設定

主要地方道藤岡大胡線からJR高崎線にはさまれる地区で、新町駅周辺の商業地域、新町支所周辺の文化施設及び公共施設など都市機能の立地状況を踏まえて、都市機能誘導区域の範囲を設定します。

■拠点の形成

新町地域の渋滞対策の検討を行うとともに、洪水等の防災機能を備えた体育館整備や商業活動の振興などを図りながら地域に必要な生活利便機能の誘導を図ります。また、隣接の藤岡市神流地区は、新町駅周辺を拠点とした居住誘導区域の設定がされており、生活圈を一体とした都市機能の誘導を図る必要があります。





地区名		新町支所周辺（地域拠点）	
面積・割合	新町支所周辺（地域拠点）	67ha	1.1%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		文化	文化ホール・文化会館、市民センター 図書館
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）

⑥ 箕郷支所周辺地区（地域拠点）

■地区の特性

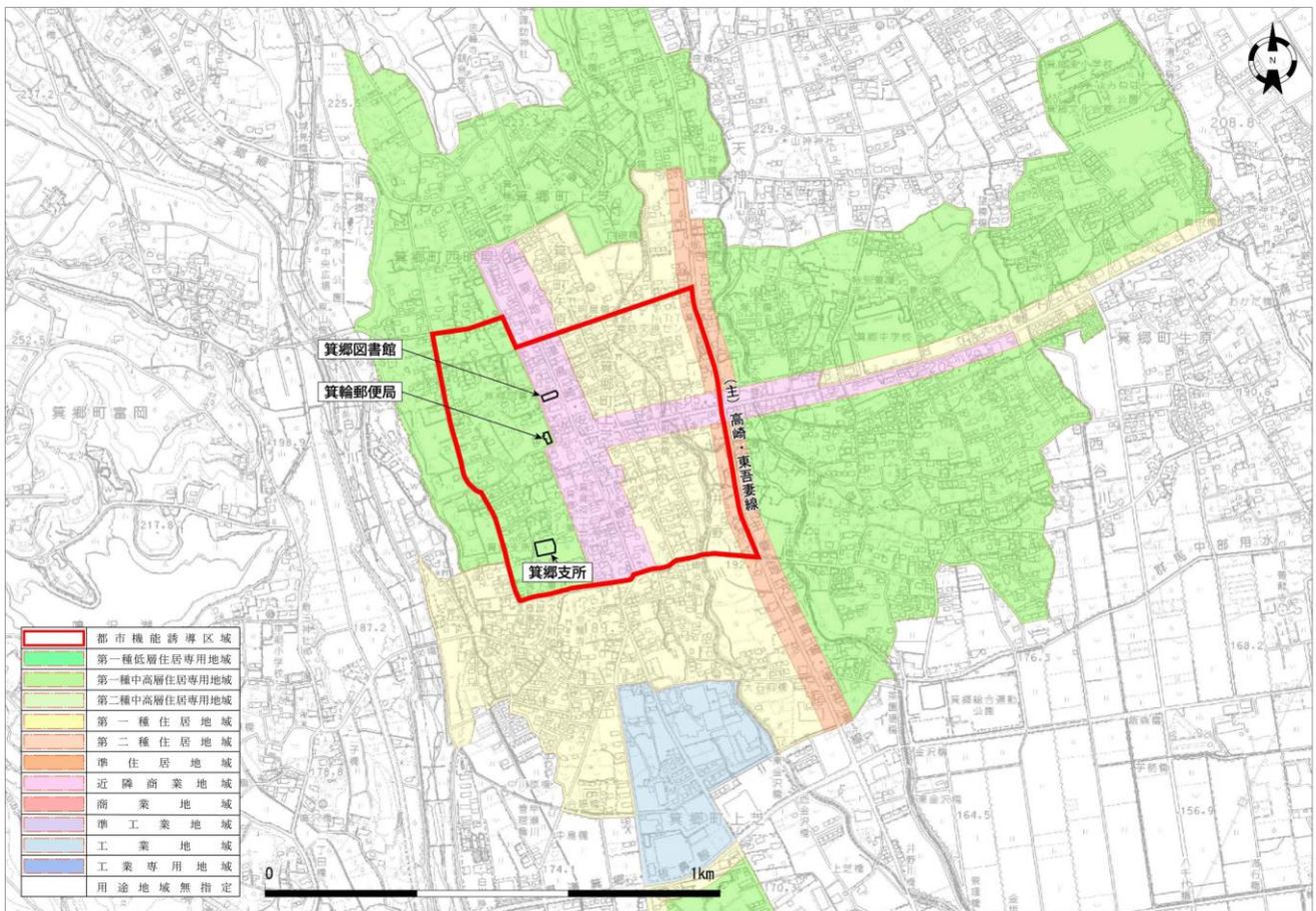
箕郷支所周辺地区は、榛名山南麓の緩傾斜地帯に位置し、箕輪城の城下町として栄え、現在も矢原宿をはじめとした城下町の面影を残した街並みがみられます。

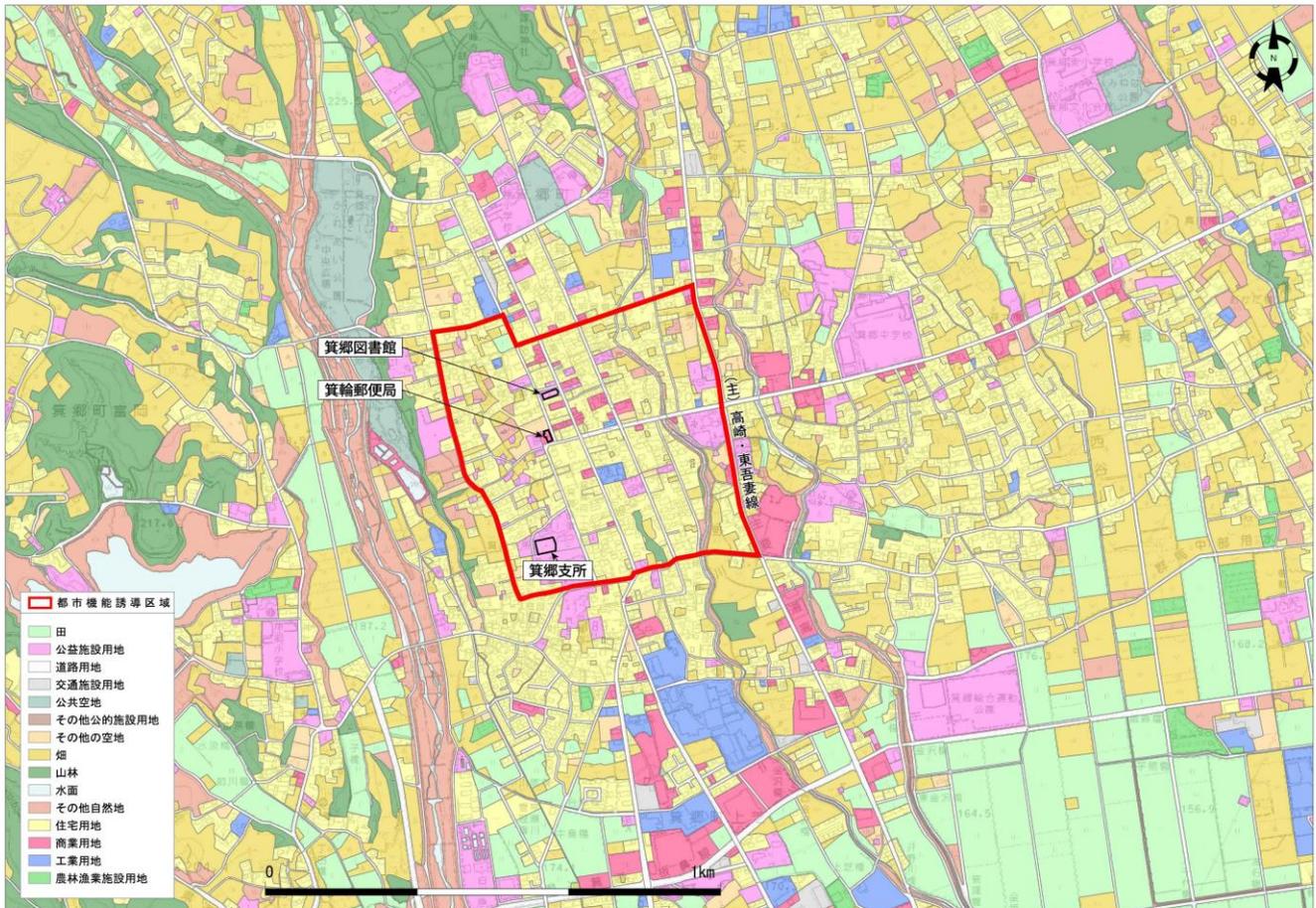
■誘導区域の設定

箕郷支所周辺から主要地方道高崎東吾妻線にはさまれる区域を都市機能誘導区域として設定します。

■拠点の形成

箕郷城下の歴史文化を活かした風格ある郊外都市を実現させるため、その基盤となる生活利便機能の誘導を図ります。





地区名		箕郷支所周辺 (地域拠点)	
面積・割合	箕郷支所周辺 (地域拠点)	33ha	0.5%
	(参考) 都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	(参考) 市街化区域+用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能(日常生活を支える身近な生活利便機能)	医療	病院 (病床数20床以上)
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		文化	図書館
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗 (店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満)

⑦ 榛名支所周辺地区（地域拠点）

■地区の特性

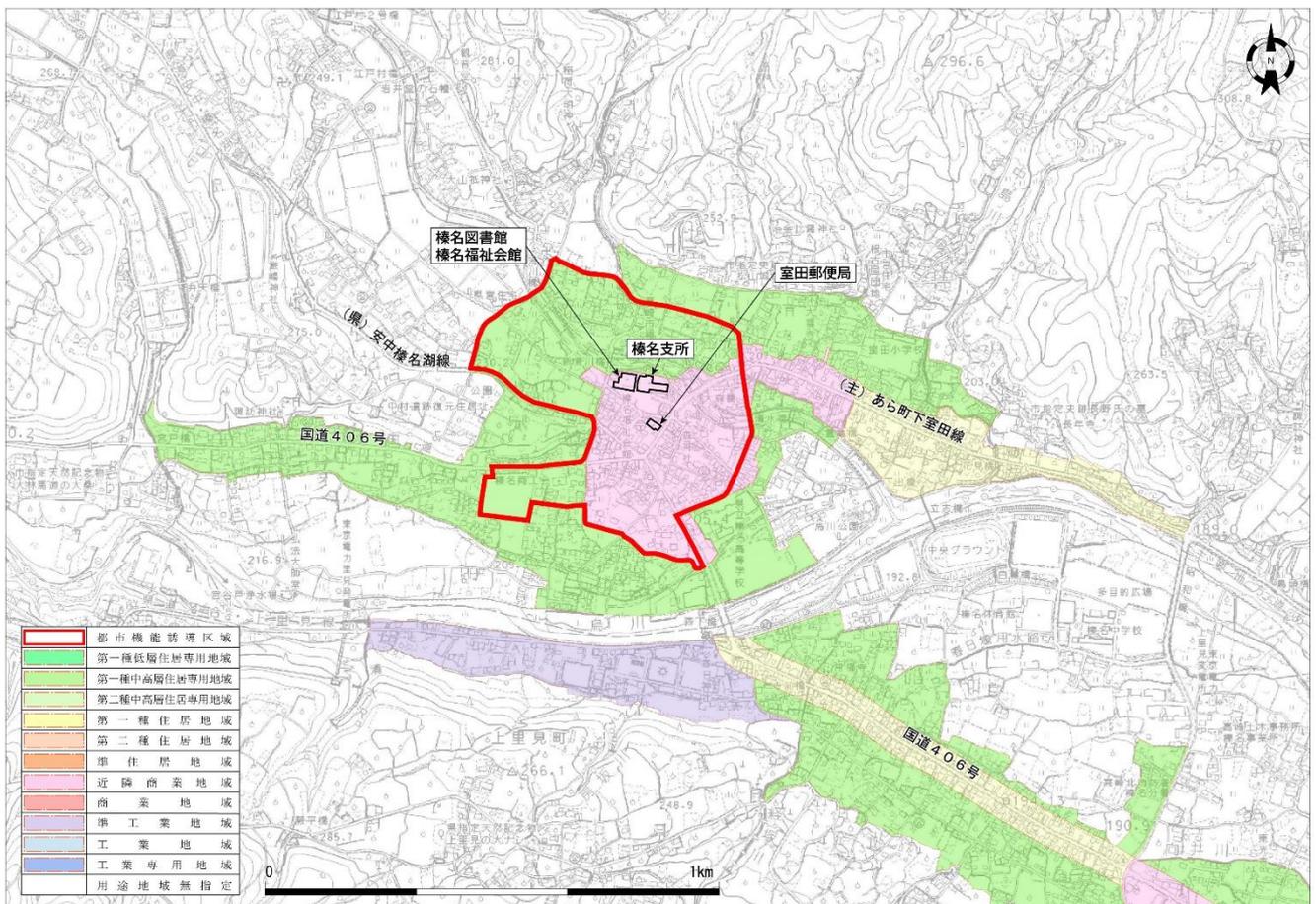
榛名地域は、豊富な歴史的、文化的資源や榛名山麓の自然を生かした観光レクリエーション基地として発展してきました。拠点となる榛名支所周辺地区は、公共サービス機能が集積していますが、旧市街地の衰退が進み、生活拠点としての意識も国道406号沿いの商業施設周辺へと移りつつあります。

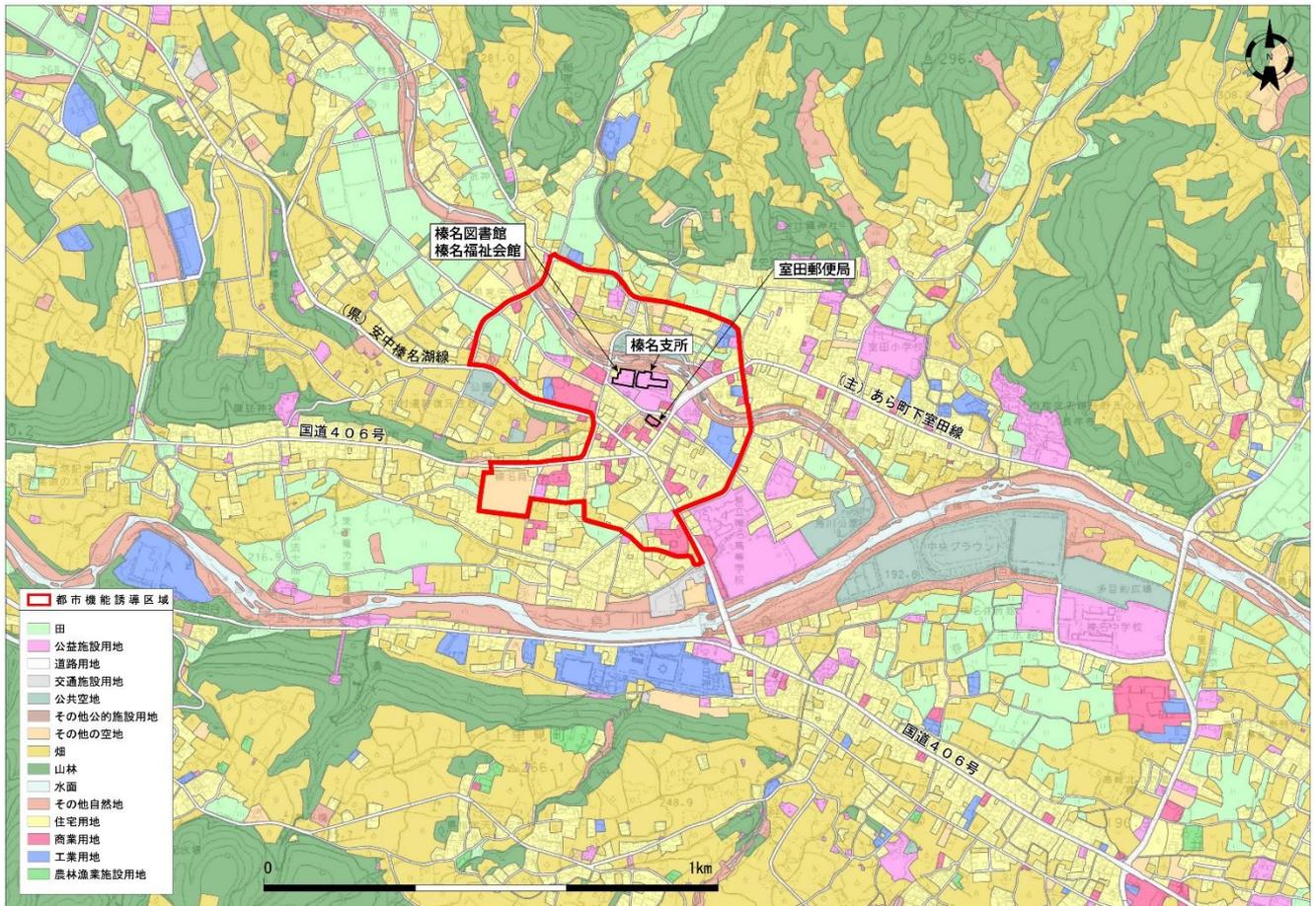
■誘導区域の設定

榛名支所周辺を中心に、国道406号及び主要地方道あら町下室田線、一般県道安中榛名湖線沿線の範囲を都市機能誘導区域として設定します。

■拠点の形成

公共サービス機能や商業施設等がコンパクトに集積している特性を生かして、歩いて過ごせる地域拠点の形成を図ります。





地区名		榛名支所周辺（地域拠点）	
面積・割合	榛名支所周辺（地域拠点）	25ha	0.4%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		文化	図書館
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）

⑧ 吉井支所周辺地区（地域拠点）

■地区の特性

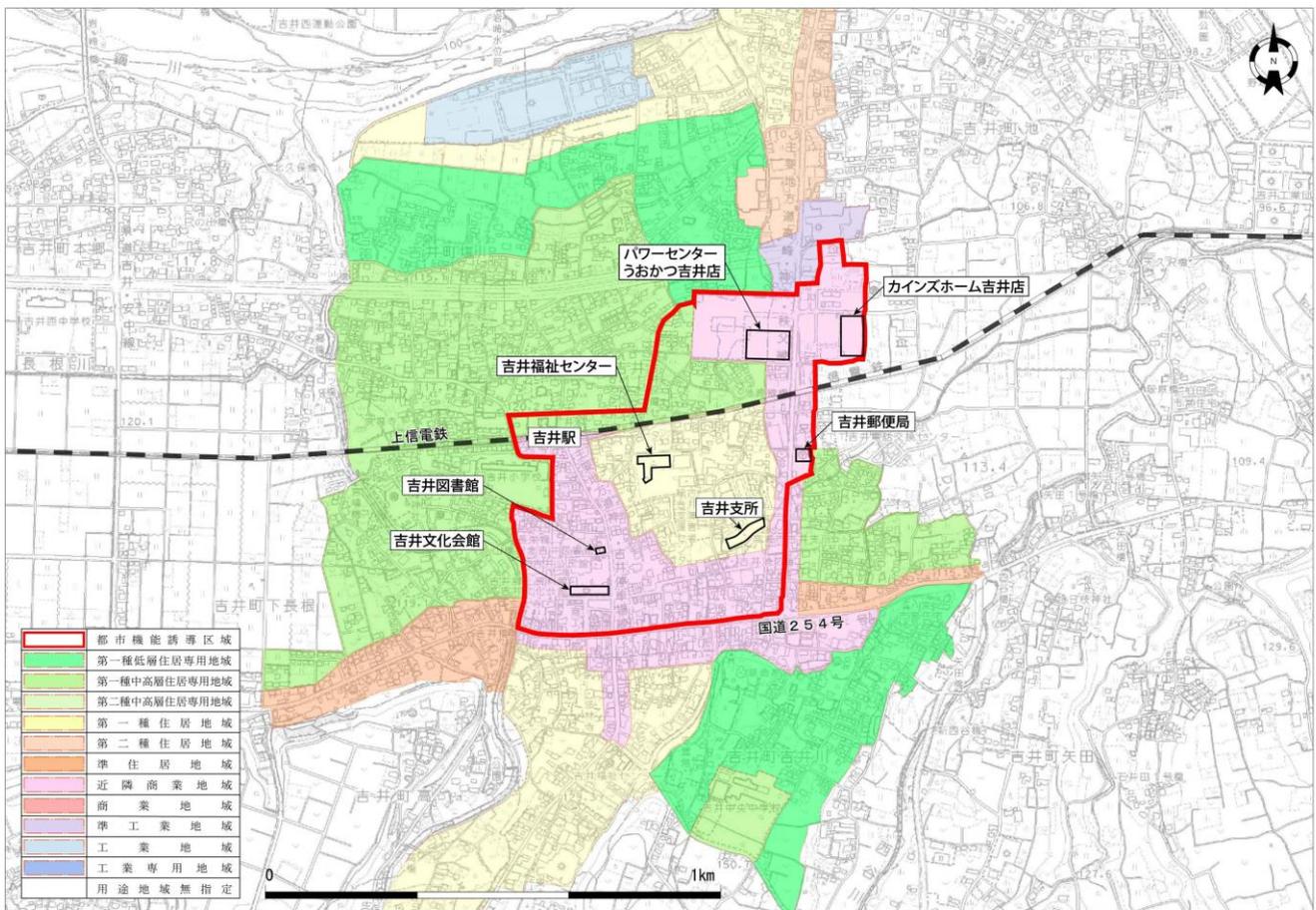
上信電鉄の上信線が東西に通り、吉井駅周辺に吉井支所や文化会館、公民館などの文化施設が立地し市街地を形成しています。また、吉井インターチェンジの利用により、首都圏や埼玉県へのアクセスも良く、県外からの人口流入も期待されます。

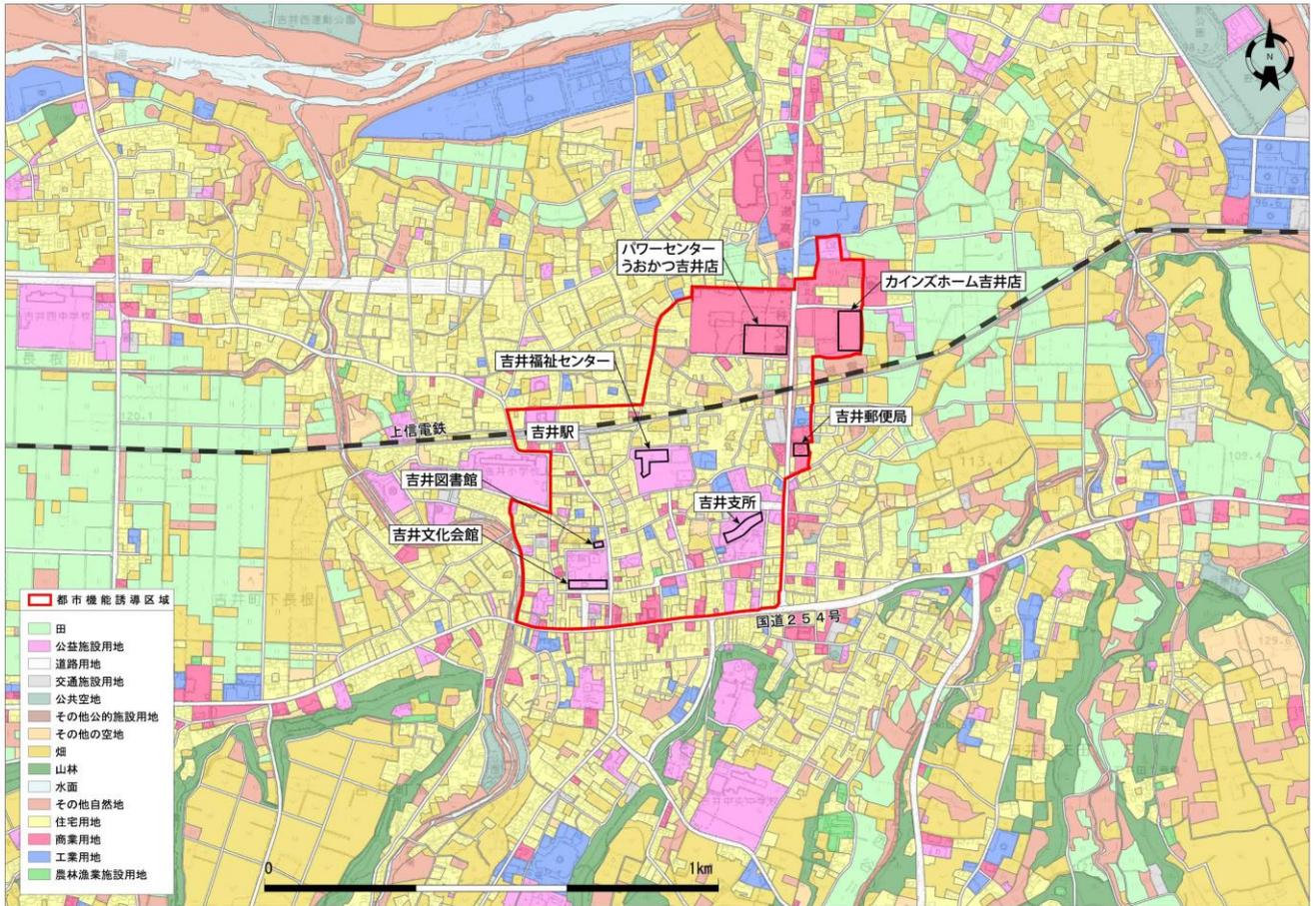
■誘導区域の設定

吉井駅周辺から吉井支所周辺・国道254号にはさまれる区域で、吉井駅前から国道254号までに立地する公共公益施設の状況や上信鉄道北側に立地する商業施設なども踏まえ、都市機能誘導区域の範囲を設定します。

■拠点の形成

地域拠点として、引き続き公共サービスの集積を図り、地域商業地として必要な生活利便機能の誘導を図ります。





地区名		吉井支所周辺（地域拠点）	
面積・割合	吉井支所周辺（地域拠点）	39ha	0.6%
	（参考）都市機能誘導区域計	674ha	11.0%
	（参考）市街化区域＋用途地域	6,118ha	100.0%
誘導施設	一定の拠点性を有する都市機能（日常生活を支える身近な生活利便機能）	医療	病院（病床数20床以上）
		金融	銀行・信金、郵便局等
		行政	市役所、支所
		文化	文化ホール・文化会館、市民センター 図書館
		福祉	福祉会館、シルバーセンター
		子育て	子育て支援センター
		商業	大型店舗（店舗面積1,000㎡以上1万㎡未満）

3 都市計画区域外での拠点づくり

倉渕地域については都市計画区域外であり、本計画の対象外ですが、2次生活圏を形成しており、都市計画マスタープランにおいても、倉渕支所周辺地区は地域拠点として位置づけられています。

同地区には、倉渕支所をはじめ、郵便局、消防署分署、金融機関や商業施設など、日常生活を支える身近な都市機能が集積しています。

そのため、今後も倉渕地域の拠点として、これら機能の維持・充実を図るとともに、他の地域との適正な連携のもと、自立的な地域形成を図ります。

特に、高齢者等の交通弱者の円滑な生活移動を確保し、過度に自動車に依存しない環境を充実させるため、ぐるりんをはじめとする公共交通機関において、榛名支所周辺地区との連携を強化します。

